平成２８年（フ）第１９号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第５地割47番地１
大槌町大槌第５仮設団地Ａ―11―４
債務者　三浦　文子
１　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３８号
盛岡市東黒石野１丁目17番１号　ともくらの風１号館106号、旧住所神奈川県綾瀬市深谷上５丁目23番62号
債務者　田中　茂
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４４号
盛岡市前九年３丁目１番７号　サンハイツ202号、旧住所盛岡市上田２丁目14番８号　コーポ大沢２階Ｂ号
債務者　山崎智賀子
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４３号
岩手県二戸市福岡字嶽道24番地27
債務者　田宮　均
１　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第３２８号
群馬県伊勢崎市東小保方町3460番地６
債務者　松島　亨
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５１号
群馬県前橋市岩神町４丁目20番７―212号
債務者　渡邉　万清
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
群馬県前橋市箱田町488番地15　サンライズ箱田　105号
債務者　松田　一夫（旧姓角田）
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
群馬県前橋市西片貝町４丁目17番地15　シティパレス西片貝　304号
債務者　金井　宏樹
１　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄3042番地
債務者　出浦　佳治
１　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第６号
千葉県市原市今津朝山70番地２　ベルウッド203
債務者　渡辺　恵子
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
千葉市緑区おゆみ野５丁目37番地３　パールハイツおゆみ野201号
債務者　鈴木　一俊
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
千葉県船橋市高根台３丁目３番249棟401号
債務者　長谷川　毅
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
千葉市若葉区高根町915番地52
債務者　岡本　勝幸
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
千葉市中央区弁天２丁目16番37号　コーポあすなろ201号
債務者　松村　美幸（旧姓日下）
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
千葉県八千代市大和田新田337番地２　エルフ102号
債務者　片山あゆみ
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
新潟県三条市北入蔵１丁目７番29号
債務者　髙橋　力
１　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２８号
岐阜市御望３丁目68番地（グループホームもも太郎）
債務者　金子　麗子
法定代理人成年後見人　渡部　克彦
１　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岐阜地方裁判所